

委員からの主な意見

I 初期対応について

項目	要望事項
1 体制の整備について	<p>(1) 市民局が総合防災課を所管する現状の組織体制を見直し、災害時に総合的な防災指揮が行えるよう権限や機能を持たせた組織体制づくりを進め、指示・命令系統を明確にすること (2) 部局間や関係機関との連携における課題や、各所管の所掌事務について検証し、災害発生時に迅速な対応が図れるよう、組織体制づくりや職員の防災意識の向上に努めること</p>
	1 災害対策本部の体制・権限を明確にすること
	2 総合的な震災対策に取り組むため組織体制の強化を図ること
	3 危機管理の総括は本庁にあって、区役所が機能しなければ危機対応はできないので、防災拠点としての区役所の役割と意識づけが今後の課題と考える
	4 「市・対策本部」については、市長を先頭とする機敏かつ強固な組織を編成し、真の防災・危機管理対策が推進できるよう改善すること(常設の本部設置等)
	5 震災時における被災状況についての把握と市の人員体制について
	6 小学校において子供の帰し方に差があった。地域特性もあると思うが、引き渡し訓練の考えが反映されていなかったのではないかと。保護者と協議を重ねることが、危機対策につながると考える
	7 避難所の受入れ体制について、様々な災害のケースを想定し、その対応を決めておくべきである
	8 避難所となる全ての小中学校に、水・食料・毛布等の備蓄品を常備すること
9 避難所と設定されていない市施設・外郭団体の施設を避難所とすること	
2 情報通信体制の確立について	<p>(1) 市民への情報提供のあり方について検討すること ア 防災行政無線の再構築をはじめ、新たなツールを活用するなど情報通信体制の強化に取り組むこと イ デジタル情報だけでなく、公共施設への情報掲示をはじめ、町内自治会と連携し、回覧板や広報版により周知を図るなど、アナログによる情報伝達手段も十分活用すること</p>
	1 市民への情報提供(インターネットだけでなく紙ベースでの周知)
	2 情報発信については、デジタルな情報、HP、ツイッター、安全安心メールなどがあるが、震災直後は携帯電話が機能しなかった(ツイッターへの市長の発信が有力であったが、しかし、それから情報が取れる人たちは少ない)。アナログな情報にどうつなぐか。公共施設、区役所などへの掲示。防災無線は聞き取りにくいとの声もあるので、防災無線での発信を、HPなどに掲載するなどの工夫をすべきと考える
	3 大規模災害時の情報通信体制確立のための財政支援と弾力的運用の強化 地震災害など、大規模災害発生時には、固定電話、携帯電話など、事業者回線を利用した公衆通信網への通信が殺到し、災害対応に不可欠な通信を確保することが困難となる。各市町村においては、災害対策本部と避難所や実働部門間の情報通信を確保することは必要であり、災害時においても十分な情報通信を確保することができる自営通信網の整備が喫緊の課題となっている。 このことから、地域防災無線や防災行政無線のほか、有線による自営通信網の整備や広域イーサネットの整備など、災害時の情報通信体制の強化に必要な種々の通信手段の整備、増設及び改修に対し、強力な財政支援と弾力的な適用を可能とする措置を講ずること。
	4 防災行政無線の再構築
	5 新たなツールを活用した災害情報の提供
6 携帯電話、固定電話が不通時の家族間の安否確認ができるシステムの構築。また、インターネットによる地震発生時刻の危険予想等、最新の細かい情報が得られるような軽量化されたデータの公開を	
3 帰宅困難者への対応について	<p>(1) 子どもルーム、保育所、学校における児童生徒の帰宅対応を含めた帰宅困難者支援体制を整備すること</p>
	1 帰宅困難者支援体制の構築
	2 子どもルーム、保育所における帰宅困難者世帯の対応について
3 地区による違いを、今回の経験を踏まえて検証すると「帰宅困難者が多かった地域の避難所運営」などがあげられるが、今後活かすべきである	

委員からの主な意見

II 今後の復旧について

項目	要望事項	
1 インフラの復旧について	<p>(1)被災状況の把握をはじめ、復旧・支援にあたっては、スピード感のある対応をすること (2)インフラ・公共施設等の早期復旧に努めるとともに、復旧スケジュールについては市民への公開はもとより、地元説明を行うなど周知徹底すること (3)今後二次災害が予測されることから、電柱の早期復旧について東京電力に対し強く要望すること</p>	
	1	インフラの復旧の状況及び具体的な見通しについて
	2	道路・学校等の公共施設のインフラの復旧の見通しについて
	3	県水道・東京瓦斯・東京電力・下水道・道路の復旧工事は、効率的に工事の日程を定め取り組むこと
	4	復旧工事のスケジュールを明確にして公開すること
2 国や県への要望について	<p>(1)道路・下水道施設災害復旧事業における財政措置や社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の拡充を国に対し要望すること (2)県企業庁の事業収束による幕張新都心の道路・下水道・公園等、公共施設の市への移管にあたっては、被災による復旧費用等について応分の負担を県に求めるよう協議を進めること</p>	
	1	<p>道路・下水道施設災害復旧事業における財政措置 市の道路、下水道施設に多大な被害が発生し、市では、早期に市民の生活環境を回復するため、災害復旧事業により土砂撤去、道路施設及び下水道施設の復旧を進めているが、地方自治体の厳しい財政状況から、災害復旧事業については、国庫負担率の嵩上げを含め、必要な財政措置を講じること</p>
	2	<p>社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の拡充 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱による補助金は、施設設置者の社会福祉法人等が復旧に係る経費の4分の1を負担することとなっているが、被災した社会福祉法人等にとっては負担が過重であるため、復旧に係る経費の全額を公費で助成すること。 また、この助成については、地方自治体の財政が逼迫している状況に鑑み、全額国庫負担とすること。 さらに、対象経費については、要綱上「施設の復旧と一体的に復旧されるもの」に限定されているが、今回の震災では、施設の建物自体に被害はなくても、液状化等により、施設敷地の土地に地盤沈下等の被害が発生している状況もあるため、災害救助法が適用された地区の社会福祉施設等については、このような被害についても補助の対象とすること。</p>
	3	幕張新都心の県企業庁事業収束による道路・下水道・公園等公共施設の市への移管にあたっては、被害発生時の費用等応分の負担を県に求めることを想定した対応に万全を期すこと

委員からの主な意見

Ⅲ 被災者への支援について

項目	要望事項
1 被災者支援の柔軟な対応について	<p>(1)被災者の生活再建にあたっては、被災者からの要望や近隣他市の状況等も踏まえ、被災者生活再建支援法、千葉県の液状化対策支援制度で賄えない部分への支援について調査し、柔軟に対応すること (2)液状化により、自宅の駐車場が使用できない被災者への公共施設等の駐車場の開放などの対策を検討すること (3)被災した独居老人や障害者に対する安否確認や生活支援を強化すること (4)被災者支援システムの導入を検討すること (5)液状化による住家被害の認定をはじめ、避難世帯に対する支援等への柔軟な運用が図れるよう制度改正や必要な財政措置について国に対し要望すること</p>
	1 被災者への市独自の支援制度の創設と個人補償制度の確立
	2 液状化で傾斜した住宅の建て替え、補修等に当たり被災者生活再建支援法、県の液状化対策支援制度では不十分なので、市独自の支援制度を検討されたい
	3 国や県の支援制度だけでなく、市独自の被災者支援制度の創設(個人の力だけでは住宅再建、宅地の耐震化、地盤改良は厳しい)
	4 液状化による被災で、自宅の駐車場が使用できない被災者への公共施設等の駐車場の解放に努力すること
	5 独居老人や障害者に対し、安否確認や生活の利便性を向上させるための手厚い人的支援を行うこと
	6 被災者支援システムの導入
	7 液状化による住家被害の認定等の柔軟な運用 被災証明を発行するに当たり、住家被害の認定のため、現場調査を行わなければならないが、内閣府で定めた被害認定基準運用指針では、敷地の液状化による住家被害に対応した基準とはなっておらず、液状化により住家が沈下した等の被害が生じた場合に被害割合を判定できないことから、早急に運用の基準を示すとともに、運用指針の基準を敷地の液状化も想定したものに改めること。 液状化被害の全容が明らかになるには相当な日数が必要である。被災者再建支援法では、給付金の申請期間が13か月となっており適切な判断ができないため、申請期間の延長を図ること。
	8 避難世帯に対する支援の強化(原子力災害を含む) 東日本大震災や原発事故に起因する被災者に対する支援については、被災者の実情を考慮し、迅速かつきめ細やかに支援を行う必要がある。 このため、災害救助法や被災者再建支援法の運用において、弾力的な運用や今後制度の大幅な拡充を行うとともに、かかる経費については全額国庫負担とし、必要な財政的措置を講じること。 <具体例> ①被災者が日常生活を営めるよう災害救助法に定める物資の給付以外に、冷蔵庫や洗濯機などの家電製品等を市町村の裁量で給付した場合には、国庫補助の対象とすること ②原発事故による避難者を受け入れている自治体としては、避難区域の方と避難区域外の方を区別して支援することは道義的に困難であることから、すべての避難者を同様に支援できるよう、制度の弾力的な運用を図ること
	9 分譲の集合住宅への支援制度について
10 民間の教育・福祉施設の地震・液状化の被害に対して、支援を行うこと	

委員からの主な意見

IV その他

項目	要望事項
1 放射能汚染対策について	<p>(1)放射性物質検査体制の整備を進めるとともに、放射線測定結果の市民への正確な情報提供に努めること (2)農畜産物及び工業製品に対する風評被害防止策の徹底と出荷制限に伴う補償を国に対し要望すること</p>
	<p>1 放射能汚染対策について ①測定の実施 ②子どもへの対策 ③市民への説明について</p>
	<p>2 放射線測定体制の強化と市民への正確な情報提供</p>
	<p>3 放射性物質検査体制の整備 食品や飲料水に係る放射性物質の検査を各自治体が行う場合、その検査機器の整備に要する費用について、十分な財政措置を講ずること</p>
	<p>4 放射性物質による農畜産物及び工業製品に対する風評被害防止策の徹底と補償 消費者や市場・流通関係者等に、正しい情報を提供するとともに、消費者の不安解消に向けた具体的で分かりやすいPRを行い、農畜産物及び工業製品への風評被害の防止に努め、生産者や市場・流通関係者を下支えするための対策を積極的に講ずるとともに、農畜産物生産者が風評により被害を被った場合には、簡便な手続きにより、万全の補償を行うこと</p>
<p>5 農畜産物の出荷制限(自粛・指示)に伴う補償 指示に基づく出荷制限を実施する場合には、明確な根拠を提示するとともに、出荷制限により生産者に損害が発生した場合は、簡便な手続きにより、万全の補償を行うこと</p>	
2 節電対策について	<p>(1)公共施設での節電対策を強化すること (2)企業や家庭に対しては節電意識の向上に向け、さらなる節電への啓蒙活動に取り組むこと (3)国の責務として安定的な電力供給に努めるよう国へ要望すること</p>
	<p>1 電力危機突破のための節電対策の強化</p>
	<p>2 夏期の安定的な電力供給 東京電力では計画停電を「原則実施しない」としたところではあるが、今後、需要が大きく伸びる夏期においては、電力の供給不足の解消に向け、企業や市民各々が最大限、節電に取り組んでいく所存である。 しかしながら、電力供給不足は企業や工場等の生産・操業活動を停滞させ、千葉市経済、ひいては日本経済に重大な影響を及ぼすことから、今後においては、国の責務として、安定的な電力供給に努めること。</p>
	<p>3 緑のカーテンのさらなる普及</p>
	<p>4 公園や街路灯のLED化の推進 5 住宅用太陽光発電設備設置費助成事業の拡充</p>
3 地域防災計画の見直しについて	<p>(1)地域防災計画については、地震発生時のシミュレーションなどの調査を行い、津波対策を含めた見直しを早急に進めること</p>
	<p>1 市防災計画の見直しを早急に進め、東海地震、東京湾北部地震に備えること</p>
	<p>2 津波対策について、東京湾における地震発生時シミュレーション検証等の調査研究を推進し、今後に備えること</p>
<p>3 ハザードマップと照らし合わせて、今回の災害発生状況の把握と今後の対策について検討すること</p>	
4 公共施設などの耐震化について	<p>(1)災害時には、災害対策本部や避難所となることから、市庁舎や学校施設をはじめ、公共施設の耐震化を早急に進めること (2)震災時における緊急輸送道路の確保の観点から沿道建築物の耐震化を促進すること</p>
	<p>1 市役所本庁舎の建て替えを早急に推進すること</p>
	<p>2 公共施設の耐震化を早期に進めること</p>
	<p>3 子供達の安全確保並びに被災時の避難所としての重要な役割を担う「学校施設」の耐震化について、国基準を早急に達成すべく推進すること</p>
	<p>4 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進 5 公園の水道については、断水時利用できるよう耐震化すること。また、断水時の給水対策について、給水車の配置、非常用井戸の定期的点検等について検討すること</p>

項目	要望事項	
5 液状化対策について	(1) 液状化による被災の大きかった地域の調査を進め、避難場所となっている学校や公園等を優先し、液状化対策を検討すること	
	1	液状化対策については、その発生原因の解析や被害想定手法の検証などの技術的検討を踏まえた対策の調査研究を図り、今後備えること
	2	液状化現象のメカニズムと原因の解明及び再発防止について
	3	避難場所となっている公共施設の液状化対策
6 消防力の強化と病院機能の確保について	(1) 大規模災害時における消防の対応力の強化及び、病院機能の確保を図ること	
	1	消防における大規模災害に対する対応力の強化
2	災害時の病院機能確保に対する備え	
7 防災意識の普及啓発について	(1) 大震災で明らかになった課題に対応する実践的な防災訓練を実施するなど、市民への防災意識の啓発に取り組むこと (2) 学校での地域と連携した防災教育を推進すること	
	1	市民に対する防災意識の普及啓発
	2	学校における地域と連携した防災教育の推進
	3	大震災で明らかになった課題に対応する実践的な防災訓練の実施